

トレーラが路上で火災となった際には、命の危険だけではなく、物流の停滞など社会インフラに大きな影響を与えます。トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されているため、国土交通省では、検証実験を行うとともに、火災を未然に防止するための注意事項をまとめました。

◆トレーラ火災の未然防止に関する注意事項

1. 日常点検を確実にを行うこと。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良（エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングの錆や損傷）及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良（ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着）に注意すること。

2. 劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確実にを行うこと。

3. 運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。
※トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。

※万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に待避の上、被害を最小限とするように努めて下さい。走行中火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速やかに消防機関にご連絡ください。

◆ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し公開しましたので、ご活用下さい。

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

○ 国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント
<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

<注意喚起の掲載ページへのリンク>

○ トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/carsafety_sub/carsafety020.html

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002309.html



【7. 事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について通達を発出（中

部運輸局発)】

(配信日 : H28. 6. 24)

中部運輸局管内において、酒気帯び運転を伴う事業用自動車の事故等が、本年に入り6件発生(5月末現在)しており、そのうち、2月14日には、神奈川県川崎市の国道において、大型トラックが信号待ちで停車中の乗用車など8台に玉突き追突し、8名に軽傷を負わせる事故が当局管内の事業者の運転者による酒気帯び運転が原因で発生しております。

「飲酒運転の根絶(ゼロ)」については、平成21年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」において、国としても目標として掲げておりますが、酒気帯び運転を伴う事故等が後を絶たない状況となっております。

酒気帯び運転を伴う事故等の発生は、旅客及び貨物の安全、確実な輸送を社会的使命とする自動車運送事業の信頼を著しく失墜させる行為であり、誠に遺憾であります。

自動車運送事業者におかれましては、その責任の重大性を再認識していただくとともに、同様の事件が発生しないよう輸送の安全確保のため、下記事項を参考として所属運転者等に指導等を徹底されるよう、お願いいたします。

記

1. 運転者に対し、アルコールが運転に及ぼす影響やアルコールが体内に留まる時間等について、あらためて周知徹底を図るため、ビデオ教材として『飲酒運転の根絶！飲酒運転を絶対しない、させない』(政府インターネットテレビ)や配布教材として『みんなで守る「飲酒運転を絶対しない、させない」(警察庁HP)』のチラシ、独立行政法人自動車事故対策機構の『運行管理者(基礎・一般)講習用テキスト』を活用する。

【政府インターネットテレビ】

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg5746.html>

【警察庁ホームページ】

<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/insyuunten/index.htm>

【独立行政法人自動車事故対策機構：運行管理者講習用テキスト】

今、ドライバーに必須のアルコール教育

2. 厳正な点呼を実施し、点呼時においても、呼気の状態(アルコール検知器による確認)、運転者の顔色、言動等に十分注意する等により、運転者の心身の状態を的確に把握する。

3. 運転者等に対する指導及び監督を実施するにあつては、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の実施マニュアルにより実施し、自動車を運転する場合の心構えなど、運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等について、再度理

動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

